

令和5年度 第2回茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会 会議録

議題	<p>議 題</p> <p>(1) バリアフリー基本構想の情報保障について(資料1、2)</p> <p>(2) 移動等円滑化に関する配慮事項の深度化について(資料3)</p> <p>報 告</p> <p>(1) 特定事業計画の公表について(資料4)</p> <p>(2) 令和5年度地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(計画策定等に係る事業)について(資料5)</p>
日時	令和6年1月31日(水) 9時30分～11時00分
場所	茅ヶ崎市役所分庁舎5階会議室A・B(オンライン会議併用)
出席者名	<p>会 長：大原 一興</p> <p>副会長：斉藤 進</p> <p>委 員：山根 寛、村上 猛昭、古川 伸一、高阪 利光、寺尾 恵一、 白鳥 慶記、山口 洋一郎、内藤 喜之、城田 禎行、若林 英俊、 柏崎 周一、高丸 やい子、瀧井 正子、沼田 ユミ、今井 達夫、 瀬川 直人、牧野 浩子、堀場 浩平、白石 航平、後藤 祐史</p> <p>(欠席委員)</p> <p>委 員：栗林 康夫、大澤 武廣、小林 将人、上杉 桂子、浅川 晴美、 石井 勇、海津 ゆりえ、杉田 美千代</p> <p>(事務局)</p> <p>都市部都市政策課</p>
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員名簿 ・ 要綱 ・ 次第 ・ 資料1 バリアフリー基本構想の情報保障について ・ 資料2 バリアフリー基本構想概要版(わかりやすい版)について ・ 資料3 移動等円滑化に関する配慮事項の深度化について ・ 資料4 特定事業計画の公表について ・ 資料5 事業評価(案)について
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	
傍聴者数	0名

(会議の概要)

1. 開会

事務局 : 皆様、おはようございます。定刻となりましたので、令和5年度第2回茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会を開催いたします。

私は、本日、司会を務めさせていただきます都市政策課の茂呂と申します。よろしくお願いいたします。この後、着座にて進行させていただきます。

本会議につきまして、委員30名のところ、オンラインによる参加も含め、本日、22名の方に御出席をいただいております。要綱第6条第2項の規定により、会議を成立といたします。

また、本会議は原則として公開となっておりますが、本日は傍聴の申出はございませんので、このまま会議を進めさせていただきます。

会議に先立ちまして、4点ほどお知らせがございます。

1点目は、昨年8月に改定しましたバリアフリー基本構想につきまして、冊子が完成をいたしましたので、委員の皆様既に御郵送させていただきました。委員の皆様におかれましては、改定作業に御尽力を賜り、改めて御礼申し上げます。

2点目として、会議中、換気のために窓やドアを一部開放しております。会議中でも体調不良などがございましたら、遠慮なくお申出ください。マスク着用により声を出しづらい状況もあるかと思っておりますので、マイクを使い、発言をお願いいたします。また、発言時にはお名前を名乗っていただいておりますよう、御協力をお願いいたします。

3点目として、本日の会議はオンライン併用会議です。オンラインで参加されている委員の方につきましては、発言時以外は音声をミュートとしていただきますようお願いいたします。発言時は挙手のボタンを押していただくか、画面越しに挙手をお願いいたします。

4点目として、本日の会議は、会議録作成のため、録画、録音いたしますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

本日は活発な意見交換が行われる会議となりますよう、御協力をお願いいたします。

次に、資料について確認いたします。まず、委員名簿、要綱、本日の次第、資料1、バリアフリー基本構想の情報保障について、資料2、バリアフリー基本構想概要版(わかりやすい版)について、資料3、移動等円滑化に関する配慮事項の深度化について、資料4、特定事業計画の公表について、資料5、事業評価(案)についてとなります。以上、事前に郵送にて配付をさせていただいておりますが、本日、机上に協議会の配席表を配付させていただいております。資料に不足等ございましたら、事務局までお申出いただきたいんですが、いかがでしょうか。——ありがとうございます。

本日の会議内容につきましては、お手元の次第のとおりとなりまして、議題として、(1)バリアフリー基本構想の情報保障について、(2)移動等円滑化

に関する配慮事項の深度化について、報告として、(1)特定事業計画の公表について、(2)令和5年度地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（計画策定等に係る事業）についてとなります。

ここから先の会議の進行につきましては、大原会長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

大原会長：おはようございます。大原です。それでは、基本構想を作成し、印刷をして、やれやれと思っていたところですが、まだ仕事が残っているということで、この協議会を行わせていただきます。

今日は議題が2つと報告が2つということです。議題について、それぞれ皆さんの活発な御意見をいただきたいと思ひます。

2. 議題

(1) バリアフリー基本構想の情報保障について

大原会長：それでは、議題(1)バリアフリー基本構想の情報保障についてですが、まずは事務局より説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

事務局：事務局の都市政策課の佐々木です。議題(1)について説明をさせていただきます。お手元には資料1、資料2を御準備いただければと思ひます。

まず、資料1を基に説明させていただきます。今回のバリアフリー基本構想は、委員皆様のご協力のもと、昨年8月に改定することができました。冊子等を印刷していますが、今回の改定に至るまでの間にパブリックコメントや協議会からの意見の中に、作成した基本構想がきちんと多様な方々に伝わるようにする必要があると多くの意見をいただいております。

資料1ページの上段には改定時の意見として、パブリックコメントでは、概要版については要約して分かりやすい記載にすること、協議会の意見では意見2として、障がい者にも分かるようなダイジェスト版の作成の検討や、意見3として、視覚障がいのある方への情報保障、意見4として、外国人への対応として翻訳機の活用と様々な意見がありました。これらにつきまして、情報保障の観点から、多様な人へ伝わる工夫をしっかりとしていきたいと考えております。

中段に大きく赤枠で①から③まで書いておりますけれども、大きく分類すると3つと考えております。1つ目は見ることに困っている人、2つ目は聞くことに困っている人、3つ目は伝えること・理解することに困っている人、これらの人に対して、情報アクセシビリティの向上や情報バリアフリーの促進へつなげていく必要があるのではないかと考えております。

スライドの2ページを御覧ください。こちらは基本構想をどういう形で媒体として発信していくかを一覧に示したものです。大きく分類しますと、左側には、基本構想の本編、概要版、後ほど御説明しますけれども、概要版（わかりやすい版）、特定事業計画と、現在、4つを検討しております。この中

で、紙媒体での発信は、真ん中の列に記載しています。電子媒体での発信は右側の列に記載しています。

詳細を説明します。本編については、紙媒体では冊子、電子媒体では、ホームページ上にPDFのファイルとテキスト版を考えております。テキスト版のイメージについて、画面上に他市事例を紹介しております。PDFの場は1つのファイル形式となり、それを読み込む形になります。ホームページ上のテキスト（文字）を音声読み上げする形をテキスト版としております。基本構想についても、現在、作成中ですが、テキスト版を作成することを考えております。

このような形でホームページ上にテキスト（文字）を載せていくものもあれば、これは他市の例となりますが、別のファイル形式となりますが、ワードデータに打ち込みを行い、文字情報が正しく伝わるようにして、発信する方法があります。冊子については、ホームページ上にテキスト（文字）を載せ対応をすることを考えています。

資料1に戻ります。概要版は、リーフレットという形で、音声コードなしのものは既に委員の皆様へ配付しているところです。3月に向けて、音声コード付きも併せて発信していきたいと考えております。

音声コード付きというのは、前の画面をご覧ください。本市の総合計画の概要版となります。概要版の右下とか左下にQRコードみたいなマークがついているかと思えます。こちらは、専用のアプリを使って読み込むことにより音声での読み上げや、画面上に文字化され見ることができたり、多言語に翻訳することも可能です。概要版につきましては、これらの音声コードを使いながら、概要版の情報について、市民の皆様へ発信していきたいと考えています。スライドの2ページをに戻りますけれども、このような形で概要版の紙媒体を発信していきます。電子媒体についても、本編と同様にPDF、テキスト版で発信していきたいと考えております。

概要版（わかりやすい版）は、3ページ以降で詳細を説明しますが、基本構想の内容をもう少し分かりやすくしたものを3月までに作成していきたいと考えております。こちらについても、紙媒体や電子媒体で発信して、より多くの方々に情報が届くように進めていければと考えています。

最後に、下段、特定事業計画については、ホームページ上に掲載し市民の方々に伝わるように発信していく予定です。

右側にある意見1から意見4は、対応先を示しているものです。

続いて、スライド3ページと、資料2となります。今回、事務局から委員の皆様へバリアフリー基本構想概要版（わかりやすい版）を新たに作成することを提案させていただくものです。

この作成に至った経緯は、本市では、今年度から心のバリアフリー教室を、5校まで拡大してきております。その理由としましては、この教室の内容が子供たちに一定の成果や理解がしっかりとできているのではないかと判断

しています。1クラスあたり年間を通して4回、段階的かつ連続的な教室となっています。子供たちの感想を見ても、相手の気持ちを思う感想があり、自発的にこんなことをしたよと感想が上がっている状況です。この機会を心のバリアフリー教室だけではなく基本構想についても、しっかりと子供たちに伝えることで、より子供たちの学びが深まると考えています。今回、わかりやすい版をどう作成するかについて、正直、模索しているところです。その中で、今、1つのきっかけとなっている小学校の教室等も重ね合わせて、まずやってみるという形で取組を提案したいと考えております。

今回、作成の目的としましては、小学生を対象とすると言いつつも、多様な方々が情報を知る環境をつくる。2つ目としてバリアフリーを学ぶきっかけとなる補助教材として、市内の小学校で活用できるなら、もっとしていきたい。3つ目として繰り返しとなりますが、心のバリアフリー教室で活用することを考えております。

このことから、わかりやすい版の対象は小学4年生程度とし、内容を整理したいと考えています。

作成スケジュールに移りますけれども、本協議会で骨子案、方向性について、本日、委員の皆様と議論させていただきます。その後、2月の下旬になると思いますが、本日の意見を踏まえた修正案を素案（案）とさせていただき、書面による意見照会を考えております。その後、今年度最後の協議会、3月27日の第3回協議会の中で、素案として提案させていただきます。そして、内容を固めた段階で、令和6年度から運用したいと考えています。

令和6年度の活用スケジュール（案）です。資料の完成に伴い市のホームページで公表します。あわせて、翌月、5月頃に市内小学校への展開を図りたいと考えております。小学校側もこのようなバリアフリーの教材を使うことが初めてとなりますので、作成に至った経緯や内容を説明することについて現在、教育委員会と話をしています。また、どう活用したかについて年間を通して追跡調査をするよう意見がでております。その理由は、先生方の中でも、バリアフリーに精通していない先生もいますので、前年度の事例紹介があると初めて取組もうとする先生たちでも展開できるとお話をいただいております。そのため、追跡調査もしながら、令和6年度内の活用を考えております。令和7年2月頃には使用状況を取りまとめ、PDCAサイクルではないですが、令和7年度の周知時に合わせて実績照会ができればと考えています。

続きまして、資料2の本編です。資料2を御覧ください。配付資料は、A3表面、裏面の2ページでの構成としています。紫色の着色部分は、これからイラストや写真などをコメントに合わせて入れたいと考えています。バリアフリー基本構想の概要版（わかりやすい版）と言いながら、バリアフリー基本構想に書いてある内容をそのまま要約してまとめたとしても、なかなか的に分かりづらい。例えば重点整備地区とか特定事業はわかりづらさが残っ

てしまいますので、現案は茅ヶ崎市がバリアフリー（子供たちには困り事と呼ぶ）に対して、茅ヶ崎市が町なかや学校などでの困り事をなくすために何を行っているかについて記載しています。

表面の1ページです。茅ヶ崎市では計画を作り、町なかの誰もが安心して過ごせるためにこういう取組をしていますよという書き方をしています。バリアフリーの取組としては、ハードとソフトの取組に分かれることとなりますので、その2つの視点から読み手の方に内容を理解してもらおう構成案としています。1ページはその導入となります。

裏面の2ページ、3ページです。ハードの取組を取りまとめています。

表面の4ページです。ソフトの取組を取りまとめています。本日の資料は骨子案です。本日の御意見等を踏まえ、精度を高めていきたいと考えています。事務局からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

大原会長： ありがとうございます。

それでは、今の御説明に対して御意見、御質問はいかがでしょうか。

白鳥委員： 教育委員会教育総務部の白鳥と申します。よろしく願いいたします。

今、事務局からお話がありましたとおり、教育委員会の中の学校教育指導課と事務局とお話しをいただいておりまして、わかりやすい版につきましては、これからブラッシュアップされていく内容であると思います。

2点ほど私のほうからもありまして、学校教育指導課からも言われているかもしれないんですけども、もうちょっとルビを振ったほうが分かりやすいのかなど。4年生ぐらいを対象ということであれば、そういったところへの配慮と、あと、GIGAスクールが児童生徒さんたちには配付をされているところですので、せっかくですので、そういったものを生かした資料になるといいかと。今申し上げた2点が感じたところでございます。

以上でございます。

大原会長： ありがとうございます。もちろん技術的には対応していこうということだと思います。

事務局： ルビについては、つけていきたいと考えております。使用する漢字について、ルビがつくことにより対象年齢をあげることができ、4年生程度でよいのか、もしくは6年生まででよいか学校教育指導課と調整します。

また、GIGAスクールの関係がございますので、資料をデジタル版としても見やすい形に構成していく必要があると考えております。イラストレーターさんとも話をしておりますけれども、資料2を4等分から6等分に分割することで、児童が使うiPad上も字が小さくならずしっかりと読め、1ページあたりの情報量の適正化も図ることができます。例えば、本日の資料2のような形で、iPad一面に映ってしまうと、子供たちは読みたくなくなってしまうと思います。もしかしたら大人でも読みたくないなど流されてしまう可能性があります。画面全体を使っても、うまく子供たちに伝わる、また、児童だけでなく、市民にも読みやすく見えるような工夫をして

いきたいと考えています。

寺尾委員 : 建設部の寺尾です。よろしくお願いします。

すごく良い取組だなと感じています。去年、鶴嶺小学校でやった心のバリアフリー教室を見させていただいたんですけれども、子供たちも楽しみながら、何が大切なのかとか、どういったことに自分たちが感じることもあるのかというのを、子供たちが体験しながら学んでいるというのがすごく良いことだなと思いました。

つくられた取組の簡易版、やさしいバージョンだと思うんですけれども、最初にバリアフリーの言葉の意味を伝えることも大切だなと思ったんですけれども、プラスして、ハードとソフトが来るんです。ハードとソフトというのは、自分たちは分かっているんですけれども、小学4年生でハード、ソフトという意味を皆さんが理解できるかということ、多分、難しいケースもあると思うので、せっかくバリアフリーの言葉の意味をかみ砕いて御説明されているので、ハードとソフトも説明してあげたほうがいいのかなと感じました。

あと、ハードの説明が主になっている部分がちょっとあると思うので、茅ヶ崎市として、確かにハードの整備はすごく大切だと思うんですけれども、それ以上に心のバリアフリーが何で大切なのかということをもうちょっと厚く載せていったほうが、茅ヶ崎市が取り組んでいるものはこういうことが大切だよねというところが伝えられるようにシフトしてもいいのかなと私は感じました。ハードを整備していくのは、皆さん、すごく認識されています。ただ、特定だとか何とかという難しい話が出てきちゃうので、そこも説明がなかなか難しくなってくると思うので、逆転したほうがいいかなと感じました。以上です。

事務局 : ありがとうございます。まずは、ハードやソフトのような抽象的で伝わりづらい言葉については、やさしい日本語を使うことと、写真やイラストを活用し想起しやすいような形に整え、導入部分でしっかりと伝わるよう工夫していきたいと考えています。2点目、ハード面よりソフト面となる心のバリアフリーを強調し記載することは非常に重要なことと考えております。本市の特色でもありますので、その必要性を踏まえて、現在、茅ヶ崎市が進めている内容を少し手厚く書いていければと考えております。

大原会長 : ありがとうございます。

ほかに御意見はいかがでしょうか。

柏崎委員 : 老人クラブの柏崎です。

ソフトの取組についてというパンフレットがありますけれども、ポスター、タウンニュース、JR茅ヶ崎駅等があるんですが、一過性のものでなくて、繰り返しての情報発信ということで言えば、例えば、タウンニュースに掲載すると過ぎちゃっているんです。だから、この辺のところは繰り返し情報を載せるということのほうが——先ほど言われましたように、心のバリア

アフリーがなかなか浸透していないということから言うと、ポスターもタウンニュースも駅のポスターの掲示も1回、2回じゃなくて、繰り返して公表して発信するということが大事なんじゃないかなと感じましたので、よろしく願いいたします。

事務局 : 柏崎委員、ありがとうございます。普及啓発は、継続することが大切だと考えており、引き続き取り組みたいと考えています。

また、わかりやすい版の記載については、これまでの取組実績やこれから必要となる取組も含めながら、情報を整理してまとめていきたいと考えております。

今井委員 : 視覚障害者福祉協会の今井です。

ホームページにデータを上げていただけるということで、大変ありがたいと思っております。さらに、テキストファイルで上げていただけるということで、私たちはPDFがなかなか読みづらいので、大変ありがたいと思っております。

1つ質問なんですけれども、音声コードという話をされていましたが、それは音声コードつきの冊子と、ついていない冊子をつくるということなのでしょう、聞きたいと思っております。

事務局 : 事務局です。音声コード付き、音声コードなしの両方を作成します。

今井委員 : ありがとうございます。

山口委員 : 大変良い取組だと思います。私は小学4年生の状況がよく分からないのですが、私が見ていても、全体的に難しいなという気がちよつとします。4年生程度だと、孫がいるんですけれども、いきなり見ても分からないんじゃないかとすごく感じるところです。

あと、漢字と平仮名の使い方がばらばらになっていると思います。すぐ気がつくのが「しせつ」という言葉ですけれども、平仮名で「しせつ」と書いてあったり、漢字で「施設」と書いてあったりするのです、もうちょっと統一して、4年生程度の国語力を踏まえ整理していただければと思います。

事務局 : 山口委員、ありがとうございます。文字の揺れがありますので、そのあたりは次回お示しするタイミングでは、しっかりと整え、御提案させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

大原会長 : ほかにいかがでしょうか。

大原からは、いずれにしても、いろいろな人がつくる段階で参加したほうが良いんじゃないかなと思われました。まずは学校の現場の先生、直接、子供たち——4年生というターゲットがあるかと思っておりますけれども、4年生に教えるためにはどうしたらいいかというところでしっかり見ていただく。だから、4年生に直接聞ければいいんですけれども、ほかにも市内では、やさしい日本語や何かに関して活動している団体があるようですし、それから、当事者の団体の人の意見を聞いていくということで、できるだけいろいろな人の意見を取り入れたらいいかなと思っております。

私のほうから、先ほどのハードとソフトとかも、言葉を変えて、何らかの表現を考えるのかなと思うんですけども、ハードはどういうことですかね。「建物や設備」とすれば4年生で理解できるのかなとか、そういうことを考える。それから、ソフトの方は「人による対応」とかですかね。そんな感じで、今まで我々が使い慣れてきた専門用語になるのかもしれませんが、こういう言葉を分かりやすく、茅ヶ崎流に翻訳することが大事なと思います。

中で使われている言葉では、バリアフリーの意味を「まちの中にある“困りごと”をなくす」と書かれていますけれども、こんな感じで、例えば最初の『バリア』はえいごで『障壁（かべ）』という意味です」と言っているのを、いろいろな人が町で暮らすために会う様々な困り事のことをバリアといいますというぐらいの表現でもいいのかなと思っております。

というので、いろいろな人の意見を聞いていただいて、分かりやすくしていくということが大事なと思いました。

それから、これは取りあえず小学校の授業でも使えるというか、学校で何らかの形で使っていくことができるということを目指していると思いますが、わかりやすい版は、外国籍の方とか、日本語をまだあまり深く理解しにくい人とか、それこそ、いろいろな条件で日本語が難しい言葉、専門用語や何かが理解しづらい人のためにつくられるものだと思いますので、小学生だけでなく、多言語の人の事情や何か当事者の方からいろいろアドバイスいただくということが大事かと思います。

ということで、さらに進めていただくというのは、いろんな人の協力をいただきながら進めることに関しては賛同いただいていると思いますので、ぜひ進めていただければと思っています。

内藤委員 : 1点、資料で気になったところがあるので、お伝えしたいと思いますが、資料2の一番最後のページ、ソフトの取組についてと書かれているところの5つの枠組み、左下の「心のバリアフリー教室を開いているよ」なんですけど、これからもやっていくことになろうかと思ったときに、対象として既に行った鶴嶺小学校4年生という記述がいつまでも残ると、ちょっと違和感を持つのではないかと思います。この資料の目的が、小学4年生程度が理解できるような感じということだったんですが、今、大原先生のお話の中でも、4年生にこだわらない可能性も少しあるということであれば、対象は小学生とか、そういう書き方があってもいいのかなと思いますので、ちょっと工夫をしていただいたほうがいいかなと思いました。

事務局 : 記載方法の工夫を行い誤解を招かないような記載にしていきます。

大原会長 : そのほか、いかがでしょうか。

事務局 : オンラインの方々はいかがでしょうか。

大原会長 : 御意見は特にありませんか。とにかく進めていくことに関しては、皆さん、御賛同いただいて、ぜひということで、これもほかの自治体と比べて新しい

試みなので、茅ヶ崎でいろいろ開拓をしていくということになると思います
が、そういう意味では、お手本がないだけに、なかなか大変なことだと思
いますけれども、基本構想の段階で進めてきた教育関係の方との協力関係は茅
ヶ崎らしく進めていけるところだと思います。よろしくお願いします。あり
がとうございました。

それでは、議題(1)に関しては、そのような形で、またいろんなアイデア
を様々な方からいただくということで進めていただきたいと思います。

(2) 移動等円滑化に関する配慮事項の深度化について

大原会長 : それでは、2つ目の議題、移動等円滑化に関する配慮事項の深度化につ
いてお願いしたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 : 事務局から議題(2)について説明させていただきます。資料は、お手元の
資料3となります。

移動等円滑化に関する配慮事項の深度化についてとなります。今回、議題
として提案としますが、提案に至った背景から説明させていただきます。

今回、基本構想を改定するにあたり、特定事業の皆様には、一昨年に行っ
たまち歩き点検や意見交換、また、前基本構想の内容などを踏まえて、荒玉
特定事業計画を作成する上で配慮をお願いしたい点を移動等円滑化に関す
る配慮事項として提示し、それに基づき特定事業の事業者様ごとに新たな特
定事業計画を作成してもらっています。また、今年度から令和14年度まで、
約10年間をかけて計画の実施をお願いするものとなっています。

特定事業計画作成の過程内で、移動等円滑化に関する配慮事項は基本構想
で示す必要がありますので、利用者の皆様から出た意見一つ一つ掲載するの
ではなく、少し丸める、まとめる表現として基本構想に記載しています。今
後、基本構想に示す移動等円滑化に関する配慮事項を運用することを考えた
場合、あまりにも大きな話、又は丸めた話になってしまうと、利用者の皆様
のニーズが少し分かりづらくなってしまいう部分があります。その点について
改めて分かりやすく補足するようなものを本編とは別に作成することによ
り、これから新しく施設を設計する方や特定事業の事業者に対して、大規模
改修等を実施する際に、1つの道しるべとして活用できると考えています。

あわせて、1ページに記載のとおり、基本構想でも福祉のまちづくりの取
組(当事者参加)を課題として23ページに示しています。具体的には、施設
整備等にあたり、多様な関係者の協力を得て参画の機会を積極的に設ける必
要があることです。基本構想の38ページでは、それらの方向性や方針として
市民参加の充実を図ることとしています。1つ目としましては、施設整備の
計画段階における市民参加を推進、2つ目としましては、市民部会を主体と
し、多様な市民参加と協働による心のバリアフリーの推進に向けた取組を継
続的に展開することです。これらを受けて基本構想の167ページでは、対策

として、引き続き本協議会を設置しながら、継続的に市民意見を聴取する場などを設けながら進めていくこととしています。また、令和4年度に神奈川県でもみんなのバリアフリー街づくり条例が改正されています。この改正では、当事者等の参画を施設の整備段階から、障害者などを含めた多様な関係者の参画を得て整備していくことと明記されております。具体的な進め方については、各地方自治体に任されておりますので、本市は本のやり方で進めていく必要があります。どの段階で当事者参加とすべきか設計者、計画者に伝わるよう環境整備を進めたいことが、今回の提案の趣旨となります。

スライド1ページの左側にスケジュール感を入れてあります。本日の協議会では、この後、2月に福祉団体等へ意見照会を実施することをお知らせいたします。3月に意見照会結果を踏まえて取りまとめ、この内容を見える化したものをパンフレットとして1つの形としてまとめます。このことについて、委員の皆様にご提案させていただきます。具体的には、お手元の資料の次のページからが移動等円滑化に関する配慮事項の解説パンフレット(案)となります。3ページは表紙となります。その次のページを御覧いただくと、少しイメージが付きやすいと思います。パンフレットの構成です。紙面左側に書かれているNo. 1からNo. 6までは公共交通の鉄道に関する内容となっています。これらの記載がバリアフリー基本構想に示す移動等円滑化に関する配慮事項と同じ内容となっています。これらに対して、右側に誰の視点で、どんなことに気をつけたらいいかということに記載しています。青色の部分を意見照会により充実させ、取りまとめることにより移動等円滑化に関する配慮事項の内容が分かりやすくなると考えております。

これ以降のページにつきましては、特定事業ごとにまとめています。同じことの繰り返しの説明となるため、説明は割愛をさせていただきます。今回の意見照会は、2月以降、福祉団体等への照会となります。以上です。よろしく願いいたします。

大原会長 : ありがとうございます。

このことについて皆さんから御質問、御意見はいかがでしょうか。

皆さん、お分かりかどうか確認ですけれども、このパンフレットは、実際、設計者と事業者と運営者にお渡しをして、広くバリアフリーの認識を深めていただくということです。

事務局 : 事務局から補足させていただきます。こちらの使い方については、当事者参画の進め方等もセットでどういうふうに使っていくかということは慎重に整理していきたいと考えています。ただ、今回作成する内容が負担につながらないよう形でやっていきたいと考えております。

若林委員 : 社会福祉協議会の若林です。

確認をしたいのですが、意見照会ですが、「福祉団体等」とありますが、具体的にどんな団体となりますか。リストか何かで示されていますか。

事務局 : 照会先の団体としては、市民部会の委員の皆様を基本としています。市民

部会内で関わりがない性的マイノリティーや外国籍、子育ては庁内の所管課へ照会をかけて、意見聴取を行う予定です。

若林委員 : ありがとうございます。市民部会に参加している団体だけでは、恐らく十分じゃないなという気がします。その辺は少し幅広に関係団体に意見聴取することをお願いしたいと思います。以上です。

事務局 : 承知しました。所管する所管課、障害なら障害、高齢なら高齢の部局とも調整しながら、漏れないような形で進めさせていただきたいと思います。

寺尾委員 : パンフレットの様式は、A4の縦じゃなくて、横に設定されているんですけども、これは何か理由があって横向きの配置なんでしょうか。

事務局 : こちらは今日の会議資料の関係で、デジタル上では横の資料の方が見やすく、このようなページ割りとなります。最終的にまとめる段階では、使いやすい形にしていきたいと考えています。

寺尾委員 : 分かりました。ありがとうございます。色味がすごく薄い設定で、あまり強い色を使っていないと思うんですけども、ちょっと気になったのは、背景の薄いブルーと文字がブルーで、健常者というか、色弱じゃない方には読めるかもしれないんですけども、こういう色の使い方をすると読めない方も中にはいるので色味の使い方というのも、障がい者団体の方とか福祉団体の方々にも確認しつつ、やられた方が良かったと思います。

事務局 : 意見照会時には、見直して意見照会を行います。

大原会長 : 御意見を出しにくいのかもかもしれませんが、特に当事者の参画を市の建設する建物というか、市の関わりが大きい建物に関しては、できるだけ市民参画を促していくという基本方針です。具体的にどの範囲、どこまでやるということは、まだここでは示されていないということのようです。だから、基本方針に関しては、これでいいと思うんですが、その当事者の皆さんの御意見、実際に参画をするときに、利用者、当事者の側からすると、たくさんそういう案件が出てくると負担が増えるということも一方であるのかもしれませんが、それから、事業者さんからすると、新しく何かを造っていくときのスケジュール感の中に参加、参画ということが入ってくることによって、完成時期が延びるでしょうし、いろいろ調整が必要になってくる。最終的にはいいものができるんでしょうけれども、もともとの計画上、配慮しなくちゃいけないことがたくさん出てくるということで、お互いにいろいろなことがこれから起こってくると思うんですけども、その辺で気になることがあれば、今のうちに御意見いただくということかと思うんですけども、いかがでしょうか。

山根委員 : ちょっと確認をさせていただきたいと思います。配慮事項の具体的な中身は整理していくということかなと思います。確認としましては、当社は茅ヶ崎駅と北茅ヶ崎駅の記載がそれぞれありまして、例えば1項目め、通路の関係、茅ヶ崎駅であれば、配慮事項は混雑時の通路の安全対策、それから、北茅ヶ崎駅も同じ項目を見ますと、バリアフリー化された経路の確保というこ

とで、そもそもバリアフリー化が必要だということです。

一方、それぞれに対して、ブルーの具体的な配慮事項を見ますと、内容が同じになっているんです。恐らく配慮事項がそれぞれの駅で違っていると、具体的な配慮事項、詳しい中身の記載が変わってくるのかなと思っています。ですので、ここだけじゃなくて、それぞれの場所に応じて、具体的な配慮事項は変わってくるという理解でよろしいでしょうか。

事務局 : 今の記載の仕方というのは、鉄道事業、イコール、通路という形で、同じ書き方をしていますが、具体的に書けるものについては、なるべく分けていきたいと考えております。ただ、このまま作業を進めていく中で、分けづらいものが出てきたときには、大きな分類、公共交通の旅客施設の通路という中でまとめていくような形を取りたいと考えております。具体的な駅名等を出さずにできるかなと思っています。同じことは、建築物についても想定がされると考えています。建築物については、市役所のような公共施設もそうですし、病院、商業施設、ホテル等大きく施設の要素が変わってくるものがあります。それらについても求められる内容が変わります。それを建築物特定事業というくりに収めているところがありますので、その辺は温度差が出てしまうところはありますけれども、しっかりと収まるような形でまとめていきたいと考えているところでございます。

大原会長 : ほかにいかがですか。

私からは、このパンフレットを茅ヶ崎で使っていくということに関しては、大変いいというか、さらに細かい点に関して進めていくということではいいと思うんですが、例えば当事者というか、利用者のニーズを新たに付け加えたいケースは、個別の建物に関しては出てくると思うんですけども、そのときに、パンフレットは一旦作成してしまうと、改定はそんなにしないんだと思いますし、個々の建物に関して、これを併せてどう生かしていくかということが常にあると思うんです。仕組みとしてどんなふうに使われているかというのがいま一つ分かっていなかったのも、その辺をもう少し説明いただけますか。

事務局 : まず第1は、基本構想の配慮事項をどう説明していくかがポイントとしてあります。基本構想では抽象的な書き方をしている部分もあり、このことにより何を指しているかが分かりづらくなってしまっている。その認識のずれを防ぎたいのがまず1つ目です。2つ目としましては、先ほど申しました設計段階での当事者意見に関しては、必ずしもこのパンフレットの内容が全てを網羅するものではないと考えてございます。昨日、当事者参加の設計段階のヒアリングをさせていただいております。これは市民部会とは別ですけれども、来年度以降に予定する松林地区のコミュニティセンターと保健所の移転の整備事業について、当事者意見の意見交換会を昨日実施しています。その中でも、施設によって求められている内容が正直違うことは改めて実感をしています。ですので、今回、パンフレットを作成してそれぞれの施設に

万能なものかという、そうではないので、当事者意見というのは必要なものと考えています。ただ、当事者参画の手順はしっかりと共有ができていない部分がございます。この後、準備しながら、抜けがないように進めていければと考えています。

大原会長 : ありがとうございます。ということで、現実には個別に検討していくということになりますが、そのときに有力なテキストというか、基本的なまとめのものとして、このパンフレットがつくられることになるという理解です。いかがですか。進め方というか、活用の仕方というか、その辺に関して、もし何か御意見があれば。

斉藤副会長 : 画面の調子が悪いので、声だけで失礼いたします。
今まで説明をお聞きしていて、配慮事項をこういった形でまとめたというのは、本当に移動の円滑化の深度化につながると思うんですが、聞いていて、作業としては大変かもしれないんですが、配慮事項の右側に具体的な配慮事項を文章で記載しております。ところどころで、ケースによっては事例紹介があるんです。できればこれを全部とは言いませんけれども、事例が分かるのであればというか、事例で表示できるのであれば、事例をなるべく入れながら、文章で補完するみたいな構成になってくると、もっともっと深度化が進むのかなと聞いていて思いました。全部入れるのは大変かもしれませんが、幾つか最新事例という形で入っています。できれば基礎的なところは事例とか写真とかを入れて、配慮事項をフェアにして構成すると、より深度化が進むのかなと思いますので、そういう検討もこれからしていただくとよろしいのかと思いました。色で分かるということと、見て分かるということと、両方抱き合わせにすると、内容がもっともっと深度化するんじゃないかなと思いました。以上です。

事務局 : これからまとめる中で、その点に注意しまとめ上げていきたいです。

大原会長 : ありがとうございます。事例は大変重要だと思いますので、作業は大変ですけれども、できるだけ身近な事例というか、ここ数年で基本構想や何かの関係でいろいろと勉強した内容、茅ヶ崎市内で見つけられた事例なんかも入れていけるといいかなと思います。

山口委員 : 商工会議所の山口ですけれども、昨日、私どもで設置しております松林地区のコミュニティセンターのことについて協議をさせていただいたんですが、考えることを本当に仕様に活かしていくというか、それはそれで十分配慮するということは、当然といえば当然であります。昨日の動きでは、保健所のことについても、コミュニティセンターについても、我々もよく勉強したということもあり、割と穏やかに終わったんです。

そこで思うことなんですが、さっき大原先生もおっしゃっていたとおり、作業の負担が結構大きくなっていくということです。それから、コストもかなり加わってくるわけで、その辺も含めた上で、市のほうでバリアフリー化について全体的に考えていただく必要があるのかなと思います。大した数字

にはならないと思うんですけども、それでも300万円と設置コストがかかるので、その辺もよろしく御配慮いただければと思います。

事務局 : その辺も踏まえまして庁内で確認をしたいと思います。ありがとうございます。

高丸委員 : 今回の趣旨から外れてしまうかもしれませんが、その他の「パソコンやスマートフォン等のICT機器・サービスを利用できないことによるデジタル格差の解消に配慮した情報バリアフリーに配慮」についてです。例えば、バスの乗り降りに対して、バスを予約できるという表示が出ているんです。この乗り場は予約できますよというのがあったんですけども、この情報を載せていただければ分かりやすいと思います。予約ができますという情報がバス停にあるんですけど、ちょっと分かりにくいのでこれに掲載していただければ、もっと利用者が多くなるんじゃないかなと思います。

事務局 : 申し訳ございません。

御教示いただきたいんですが、予約ができるというのはどのバスを指しているのかイメージがつかないんですが……。

高丸委員 : 神奈中さんの路線バスがありますよね。バス停の時刻表に予約できますよと記載してほしい。ノンステップバスの関係だと思うんですけども、車椅子の方がもっと便利になるんじゃないかなと思ったものですから、ちょっと意見を述べさせていただきました。

事務局 : ありがとうございます。

ただいまの予約の話だけではなくて、神奈中バス、コミュニティバスについても、様々な取組を進めております。そういったことがしっかり行われているということが伝わらないと仕方がないので、そういった情報発信の部分をしっかりしていくように、交通事業者とも議論していきたいと思います。

大原会長 : ありがとうございます。

今の関連で、茅ヶ崎市では地域交通計画は立てられているんですか。

事務局 : 地域公共交通計画につきましては、今、策定中の段階でして、今年度末から4月にかけて公表していきたいと考えております。

大原会長 : ぜひバリアフリー基本構想との関係ということをミックスしていただけるといいと思います。

それでは、このパンフレットに関しては、次回にまた意見をいただくということになります。今の時点でお気づきの点がありましたら、事務局のほうにお知らせいただけるといいかなと思っております。

3. 報告

(1) 特定事業計画の公表について

(2) 令和5年度地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（計画策定等に係る事業）について

大原会長 : それでは、簡単なことであれば、報告事項を2件まとめて報告いただいて、後で御質問などをいただければと思います。特定事業計画の公表について、

令和5年度地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（計画策定等に係る事業）についてよろしくお願ひします。

事務局 : 事務局より報告案件2件を順次説明させていただきます。

まず1つ目として、特定事業計画の公表について、資料4を御覧いただけますか。

特定事業計画の公表については、昨年8月に基本構想が改定され、その後、特定事業の事業者と市との間で最終調整を行いました。その結果、事業者の皆様のお協力もありまして、12月に特定事業計画の作成、公表をすることができました。この場を借りて改めて感謝申し上げます。茅ヶ崎市のホームページには、計画段階のものを公表しています。今後につきましては、来年度の進捗に応じ更新する予定です。

具体的な特定事業計画の内容となります。全体の計画数は632項目になりました。前回の御報告は353項目となりますので、1.7倍ぐらい増えている状況です。

赤枠で囲む部分がハードとソフトの区分けとなります。ハードの中でも、短期、中期、長期と分けて設定しています。これらを計画として今後の取組を進めてまいります。ソフトの取組は、毎年度、定例的に実施するものと考えており、これらについても、引き続き事業者の皆様としっかりと進めていきたいと考えています。また、計画に関わる事業者数ですけれども、全部で41者、民間企業の皆様は14者、国、県で4者、市で23者という内訳です。

また、特定事業の事業者との意見交換は、基本構想の改定に伴い定期的に実施していくこととしております。2月8日に基調講演を含む意見交換会を開催予定です。基調講演につきましては、東洋大学名誉教授の高橋儀平先生に依頼しています。テーマとしましては、初回の意見交換となりますので、バリアフリーの必要性をまずしっかりとお互い認識していくということ、また、官民に共通する建築物に関わる内容をスタートとして話をしていくことができると考えています。特定事業の事業者との意見交換につきましては、特定事業計画の進捗管理の仕方をこれまで以上に丁寧に進めていきたいと考えてございます。そのあたりはすり合わせをしながら、今後、令和6年度の進め方などについて話ができると考えています。ここまでの報告案件(1)となります。

続きまして、資料5に移ります。事業評価とタイトルを使用していますけれども、今回、基本構想を改定するにあたり国土交通省から補助金をもらいながら、改定業務を進めてきました。これらの内容について、本協議会で報告することが補助の要件の一つとなっていますので、簡単ではございますが、趣旨を説明させていただきます。

資料5のスライドの1ページ、(1)主旨は、先ほど申した内容です。国土交通省から補助金をいただいております。その充当先についての説明となります。委託料として、基本構想の改定に係る作業と本協議会の会議録作成に

係る費用に充当しております。委員の皆様の報酬費についても、国の補助金を使わせていただいております。

(2)国の補助金は、国の補助金名称、対象者は茅ヶ崎市、また、補助していただいている金額を記載しています。

(3)本市の活用状況です。それぞれ委託業務を外注していますので委託先の記載をしています。報酬費については、令和5年度第1回協議会から第3回協議会まで、委員の皆様の分について充当するものです。

資料の2ページに移ります。これらの取組につきまして、事業評価という形で自己評価をする必要があります。簡単ではございますけれども、概要と、その内容が適切であったか、策定の方針という形で、①から③の中で、補助金を受けている茅ヶ崎市が自ら記載して、国に書類を提出するものとなっています。基本的には、AからCまでの3段階評価の中で、自分たちで自己評価をします。今年度は、予定どおり業務等の執行ができていますので、Aとして国に提出させていただきたいと思っております。

今後の流れとしましては、関東運輸局様で会議を行い、これらの内容を審議いただきまして、1次評価、2次評価という形で、2次評価したものが、補助金を受けた茅ヶ崎市にフィードバックされるという流れとなります。

以上となります。よろしくお願いいたします。

大原会長 : ありがとうございます。2件報告を続けてお願いしました。

何か御質問とかはありますでしょうか。よろしいですか。それでは、報告事項を終わります。

先ほどの議題に関しては、議決ということをしなないといけなかったんですが、皆さんに御了解を得られたということで進んできちゃいましたけれども、それでよろしかったでしょうか。戻る感じで申し訳ないです。議題が2件ありましたけれども、この方針で進めていくということでもよろしかったですね。(議題(1)、議題(2)ともに御承認いただく。)

4. その他

大原会長 : それでは、今日の議題、作業は以上になるかと思っております。

ほかに何か全体で御意見はございますか。よろしいでしょうか。それでは、これで議事は終わりということで、司会を事務局にお返しします。

事務局 : 事務局の佐々木です。本日は長時間、御意見をありがとうございます。議題(1)、議題(2)ともに、次回の会議までに委員照会をする内容等が入っておりますので、引き続き委員の皆様におかれましては、御協力のほどよろしくお願いいたします。

また、第3回の協議会につきましては、既に日程を決めています。3月27日水曜日午前10時から、今日の会場と同じ分庁舎5階会議室A・Bで会議を予定しております。御予定を確保していただきますよう、よろしくお願いいたします。会議開催の御案内については、後日、正式に御案内させていただきます。

きたいと思いますので、出欠席の御提出をお願いしたいと思います。

事務局 : 委員の皆様におかれましては、長時間にわたり御協力いただきまして、ありがとうございました。

これで令和5年度第2回茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。